

川崎町担い手農家シルバー人材活用事業補助金交付要綱

(主 旨)

第1条 町は、担い手農家の経営安定及び経営規模拡大を図るため、川崎町担い手農家シルバー人材センター活用事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和56年川崎町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助対象者は、町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者及び販売を行う農業者とする。ただし、町税を滞納していない者に限る。

(対象事業)

第3条 補助対象事業は、農作業における人材を確保するため、川崎町シルバー人材センターを活用した経費とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費は、川崎町シルバー人材センターに支払う経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てするものとする。

3 補助金の上限は、認定農業者、認定新規就農者は事業年度あたり10万円を限度とし、販売を行う農業者は事業年度あたり5万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は、川崎町担い手農家シルバー人材センター活用事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 川崎町シルバー人材センター活用を証明する領収書の写し
- (4) 町税を滞納していないことを証する書類
- (5) 販売を行う農業者については販売を証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 規則第6条の通知は、川崎町シルバー人材センター活用事業補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は前条の交付決定を受けたとき、川崎町シルバー人材活用事業補助金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。